

第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画（案）のパブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年12月5日（火）～令和6年1月5日（金）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（12月号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、青少年の家、図書情報館（アンフォーレ内）、子育て支援総合拠点施設あんぱ〜く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各地区福祉センター、市民会館 ※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請・届出システムで障害福祉課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 38件
- (3) 提出方法 持参0件、郵送0件、ファクス0件、電子メール1件、あいち電子申請・届出システム0件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（3月号）、市公式ウェブサイト、障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、青少年の家、図書情報館（アンフォーレ内）、子育て支援総合拠点施設あんぱ〜く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各地区福祉センター、市民会館

3 提出された意見及び市の考え方について

ご意見を募集した結果、1名の方から38件のご意見をいただきました。これらのご意見への本市の考え方は以下のとおりです。
なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しております。

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの（2件）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの（0件）
- C：現行案とおりにしたもの（1件）
- D：案に関連する質問など（35件）

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	1 頁 第 1 章 1 計画策定の背景と趣旨	障害者基本法の理念にのっとれば、公共施設の施設・設備がバリアフリーであることは必須条件ですが、せっかく施設・設備がバリアフリーであってもその施設・設備を管理する管理者に適切に管理する能力が欠けていれば、バリア施設・設備となってしまいます。物理的な施設・設備の整備と共に運用面の徹底を安城市として図っていくのか、回答していただきたい。	第 5 次安城市障害者計画において、施策No. 4で生活関連施設のバリアフリー化を推進するとしています。 また、同計画において「地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が連携・協力しながらソフト面においてもバリアフリー化を推進し、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を進める必要があります。」としており、同計画に基づいてハード面・ソフト面の充実を図ってまいります。	—	D
2	1 頁 第 1 章 1 計画策定の背景と趣旨	「第 5 次安城市障害者計画と第 6 期安城市障害福祉計画・第 2 期安城市障害児福祉計画との関係を理解できないため、その関係を簡潔に教えていただきたい。	本計画 4 頁 3 計画の位置付けに記載のとおり、障害者計画は障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。 障害福祉計画と障害児福祉計画は、障害者計画を踏まえつつ、障害福祉サービス等の提供に係る計画となっております。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
3	2頁 第1章 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	「令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を行いました。」とのことですが、本計画はこの指針を満たすように策定されたということでしょうか、回答していただきたい。	障害者総合支援法及び児童福祉法の主旨等を踏まえ「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が告示されています。令和5年5月19日付けの「基本指針」に基づき第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画を策定します。	—	D
4	4頁 第1章 3 計画の位置づけ	本市の最上計画として第9次安城市総合計画のパブリックコメントの募集が締め切られました。本計画の策定にあたり、第9次安城市総合計画案には全く触れられていませんが、第9次安城総合計画案が発行されても本計画（案）には全く影響しないということでしょうか、回答していただきたい。	本計画4頁に記載のとおり、安城市総合計画の障害福祉に係る個別計画と位置付けています。	—	D
5	4頁 第1章 3 計画の位置づけ	第9次安城市総合計画（案）24頁プロジェクト3主な取組内容には「みんながつながり支え合う地域づくり① 子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など、福祉分野を横断した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備します。」との記載がありますが、本計画（案）とはどのようなつながりがあるのでしょうか、回答していただきたい。	包括的な支援体制の整備の一環として、本計画32頁に記載しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を課題としています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
6	4頁 第1章 3 計画の位置づけ	第9次安城市総合計画（案）36頁しくみ3福祉 施策の取組（33）障害のある人への支援や理解促進①親亡き後を見据えた障害のある人の自立支援に向け、相談支援やショートステイの機能などを備えた地域生活支援拠点の機能充実を図ります。②居場所づくり、当事者同士の支え合いの場や家族も含めた相談の場の提供などを進めます。」との記載がありますが、本計画とはどのような関係があるのでしょうか、回答していただきたい。	安城市総合計画の施策の取組をさらに具体化するものとして本計画を位置付けています。	—	D
7	4頁 第1章 4 計画の期間	2頁に「基本方針は令和5年5月19日に改正」との記載がありますが、基本方針の期間も令和8年度迄と定められているということでしょうか、回答していただきたい。	令和5年5月19日付けの「基本指針」では、目標を令和8年度に達成すること、各サービスの見込み量を令和6年度から令和8年度の各年度ごとに示すこととされています。	—	D
8	5頁 第2章 障害のある人を取り巻く現状 1 市の人口推移 (1) 市の人口推移 (2) 人口の構成	(1) 市の人口推移では「本市の総人口は、年々減少しています。また、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。」との記載があります。以上の結果として、障害のある年少人口は減少しているのでしょうか、回答していただきたい。	18歳未満では、令和2年と比較して身体障害者手帳所持者は横ばい、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加していますので、15歳未満（年少人口）で見ても手帳所持者は増加傾向にあるといえます。	—	D
9	5頁 第2章 障害のある人を取り巻く現状	(1) 市の人口推移では「本市の総人口は、年々減少しています。また、年少人口（15	65歳以上では、令和2年と比較して身体障害者手帳所持者と療育手	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
	1 市の人口推移 (1) 市の人口推移 (2) 人口の構成	歳未満)は減少、老年人口(65歳以上)は増加で推移しています。」との記載があります。 (2) 人口の構成「人口の構成を見ると、全国及び愛知県と比べて、本市は59歳以下の割合が概ね高く、60歳以上の割合は概ね低くなっています。」との記載があります。障害のある老年人口は増加しているのでしょうか、回答していただきたい。	帳所持者は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。		
10	7頁 第2章 2 障害のある人の現状 (1) 各手帳の所持者数と総人口に占める割合	障害者手帳所持者の年齢階層別内訳をみると65歳以上の身体障害者手帳所持者が飛びぬけて多いのでは思われますが、これは加齢による身体の衰えによるもののでしょうか、回答していただきたい。	身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳ですが、障害の状態になった理由に関する統計資料がないため、加齢による身体の衰えによるものであるかどうかはわかりません。	—	D
11	8頁 第2章 2 障害のある人の現状 (2) 身体障害者手帳保持者の状況	「内部」は増加しています。」とのことですが、「内部」とは具体的にはどのような障害のことでしょうか、回答していただきたい。	内部障害とは、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝機能障害のことです。	—	D
12	10頁 第2章 2 障害のある人の現状 (3) 療育手帳所持者数の状況	「早期発見・早期療育に努めていることもあり、療育手帳の取得数が年々増加しています。」とのことですが、これまでは障害が見	これまでに障害が見落とされていたかについての判断は難しく、統計資料もないため、わかりません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
		落とされていたということでしょうか、回答していただきたい。	なお、内閣府発行「令和5年版障害者白書」の「参考資料 障害者の状況」では、療育手帳取得者の増加の要因の1つとして、以前に比べ、知的障害に対する認知度が高くなっていることが挙げられています。		
13	12頁 第2章 2 障害のある人の現状 (4) 精神障害者保健福祉手帳保持者数の状況	「特に40歳代、50歳代の所持者数が多くなっています。」とのことですが、先天的な障害ではなく、後天的に鬱病等が重症化した精神障害に至ったということでしょうか、回答していただきたい。	精神障害者保健福祉手帳の所持者数は把握しておりますが、精神障害の状態に至る経緯については統計資料がないため、先天的及び後天的な障害かどうかはわかりません。	—	D
14	13頁 第2章 2 障害のある人の現状 (5) 難病患者等の状況	「対象となる疾病の患者数は把握できないため」とのことですが、なぜ把握できないのでしょうか、回答していただきたい。	愛知県が難病の患者に対する医療等に関する法律における医療費助成の対象となる疾患により医療受給者証を発行した人の人数は把握できませんが、障害者総合支援法で規定する難病についてはそのような指標になるものがないためです。	—	D
15	27頁 第2章 5 前計画の成果目標の達成状況 入所施設からの地域生活移行者数	「入所施設からの地域生活移行者数（累計）令和元年度実績値0人 令和4年度実績値1人（累計）令和年度目標値6人」との記載があります。 令和4年度実績値では目標値を達成できていないようですが、その原因はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。	原因は、常時介助が必要な人が入所施設を利用しており、退所することが困難であるためです。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
16	27頁 第2章 5 前計画の成果目標の達成 状況 施設入所者数	「施設入所者数 令和4年度実績値85人 令和4年度実績値80人 令和年度目標値83人」との記載があります。 令和4年度実績値では目標値を達成できていないようですが、その原因はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。	83人以下にすることが目標ですので令和4年度時点では達成していません。	計画の表記を「83人以下」に修正します。また、第3章1福祉施設の入所者の地域生活への移行の表中「76人」についても「76人以下」に修正します。	A
17	27頁 第2章 5 前計画の成果目標の達成 状況 年間一般就労移行者数	「年間一般就労移行者数 就労継続支援B型 令和4年度実績値1人 令和4年度実績値2人 令和年度目標値3人」との記載があります。 令和4年度実績値では目標値を達成できていないようですが、その原因はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。	就労継続支援B型は就労継続支援A型に比べ、障害程度が重い人が利用するためです。	—	D
18	27頁 第2章 5 前計画の成果目標の達成 状況 年間一般就労移行者数	「年間一般就労移行者数 就労移行支援 令和4年度実績値16人 令和4年度実績値18人 令和年度目標値21人」との記載があります。 令和4年度実績値では目標値を達成できていないようですが、その原因はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。	実績値は年度ごとにバラつきがあり、令和4年度で目標値を達成できていない原因は把握しておりませんが、新規事業所の開設もあり、就労移行支援の利用者数は増加傾向にあります。	—	D
19	27頁 第2章 5 前計画の成果目標の達成 状況 労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所 令和4年度実績値：就労定着支援事業所がない 令和4年度実績値：就労定着支援事業所	安城市内には就労定着支援事業所がないためです。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
		がない 令和年度目標値：事業所全体の7割以上」との記載があります。 令和4年度実績値では目標値を達成できていないようですが、その原因はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。			
20	28頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (1) 8050 問題	「障害のある人を高齢の親が支えるいわゆる8050問題」とのことですが、8050問題は自立支援の要となる問題であるのではと思いますが、切り札となるアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	地域生活拠点等の整備が一つの解決策です。また、第5次地域福祉計画案では重層的支援体制整備事業を基本施策として掲げており、この事業で8050問題にも取り組んでいくこととなります。	—	D
21	28頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (2) 外出支援	「移動支援などの外出を支援するサービスを充実させる必要があります。」とのことで、国の意向や法規制の制約があつて市単独の移動サービスの提供は難しい面があるかとは思いますが、知恵を絞り、新たなサービスの提供にチャレンジしていただきたい。	地域での居場所づくりや活動の機会の創出に努めてまいります。	—	D
22	28頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (3) 介護員不足	「自立支援協議会や関係団体等懇話会において、介護員が不足しているという声をよく聞きます。」とのことですが、その原因はどこにあるとお考えでしょうか、回答していただきたい。	厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、障害福祉関係分野職種の平均賃金が全産業の平均より約6万3千円低いという議論をしており、それが大きな原因であると考えています。	—	D
23	28頁 第2章	「サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員数が横ばいで増えていません。」との	相談支援専門員については、福祉分野の人員不足に加え、資格取得や	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
	6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (4) 相談支援専門員不足	ことですが、その原因はどこにあるのでは消 化、市の見解を回答していただきたい。	資格の維持には福祉関連施設等での 実務経験や研修が必要であり、急な 増員ができないという課題がありま す。		
24	29頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (5) 重度障害者又は精神障 害者を受け入れ可能なグルー プホーム不足	「入所施設からの地域移行を進めるた め、・・・受け入れ可能なグループホームを 増やす必要があります。」とのことですが、 「地域移行」とは「入所施設」から「グルー プホーム」へ移行することをいうのでしょ うか、また、そのメリットとはどのような点に あるのでしょうか、回答していただきたい。	国は平成26年に障害者の権利に 関する条約に批准しています。 地域移行の推進により、障害のある 人の権利を守り、地域社会で生活 できるように受入れの場を作ってい く必要があります。 本計画における「地域移行」は入 所施設、病院（精神科病院、療養介 護施設）から、自宅等の一般居所、 グループホームへの移行を指しま す。 なお、入所施設に入所していた人 は常時身体介助等が必要な方が多い ため、地域社会で一定以上の介助が 可能であるグループホームへの入所 が現実的な選択肢となる場合が多い です。	—	D
25	29頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題	「強度行動障害のある人への支援には高い支 援力が必要であり、支援体制の構築が求めら れています。」とのことですが、具体的には	支援者の養成と支援者に対するサ ポート体制の構築を検討していま す。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
	(6) 強度行動障害のある人とその家族への支援体制	どのような体制の構築を考えていただけるのでしょうか、回答していただきたい。			
26	29頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (7) 急増する障害児通所支援の質の確保	「放課後等デイサービス、児童発達支援等の利用者は、発達障害のある子ども等の早期発見・早期療養のため、近年右肩上がりが増え続けており、それに合わせて、その事業所も急増しています。そのため、質の低下が懸念され、質の確保が課題となっています。」との記載があります。 「質の低下が懸念され、質の確保が課題となっています。」とのことですが、「質の低下」とは具体的にはどのような質が低下しているのでしょうか、その原因はどこにあるとお考えでしょうか、回答していただきたい。	放課後等デイサービスについて、本来は障害のある児童に対する発達支援を行う場ですが、厚生労働省が開催している「障害児通所支援に関する検討会」でも報告されているように、預かりだけや宿題のサポートをするだけなどの支援を行う事業所が全国的に散見されています。 放課後等デイサービスが開設されても、障害の特性を理解し、支援できる人材の確保がされなければ、早期に社会性を学ぶ機会を提供することはできません。	—	D
27	29頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (8) 就労支援の充実	「障害者雇用率は、民間企業については令和5年度は2.3%以上、・・・愛知県内の民間企業では、令和4年6月1日現在で2.19%」とのことですが、このような結果になっている原因はどこにあるとお考えでしょうか、市の見解を回答していただきたい。	愛知県内の雇用率が低い原因は把握できませんが、本市では、就労移行支援事業所や商工会議所等の協力も得ながら、民間企業へ障害者雇用の創出についての働きかけに努めてまいります。	—	D
28	30頁 第2章 6 市の福祉サービス等に係る施策の課題 (9) 家族支援の充実	在宅介護を支える家族が介護から相談の機会や家族同士の・・・交流の機会を創出することが求められています。」とのことですが、部外者からみていると市・社協とし	令和5年度に医療的ケアを必要とする障害のある人の家族とその支援者の交流会が初めて行われましたが、生活介護等の通所介護を利用し	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
		てもいろいろと工夫されているのではないかと思います。何か問題があるのでしょうか、回答していただきたい。	ている人に比べ、居宅介護等の在宅介護を利用している人の家族による交流会があまりありません。今後も交流の場を創出できるよう努めてまいります。		
29	31頁 第3章 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	「福祉施設に入所している人のうち、適切に意思決定支援を行うことにより地域生活を希望する人に対し、地域での暮らしを保障することが必要です。基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年（2026年）度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年（2026年）度末までに5%以上の削減することとしています。この目標の達成には受け皿となる重度障害のある人を受け入れ可能なグループホームが増えることや、入所者の意思決定支援が必要であることから、高い専門性を持った支援が必要です。本市では入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進め、以下の目標の達成を目指します。」との記載があります。 「以下の目標の達成を目指します。」とのことですが、それぞれの目標値の設定の考え方とその根拠を回答していただきたい。	成果目標は、「基本指針」に基づいて設定しています。 具体的には、令和4年度末の施設入所者80人の6%（4.8人）以上を地域移行させるという「基本指針」の成果目標に基づき、本市では5人を地域移行、施設入所者を5%（4人）以上削減の4人減で76人としています。 地域移行する人の方が入所者数の削減数よりも多いのは、入所施設に新規で入所する人がいることを想定しています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
30	32頁 第3章 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	「・・・3点を目標値として設定することを求めています。本市では、令和6年度から始まる第5次地域福祉計画において重層的支援体制整備事業の推進を掲げます。」とのことですが、「目標値」と「見込」とはどのような違いがあるのでしょうか、回答していただきたい。	本計画では、「基本指針」において成果目標とされ目標値を設定するよう指示があるものを目標値として表記し、「基本指針」において地域のニーズ等に基づいて推計した見込みを設定するよう指示があるものを見込と表記しています。	—	D
31	33頁 第3章 3 地域生活支援の充実	本市では、地域生活支援拠点等の設置については拠点の機能を有する複数の事業所が横の連携で支援に当たる面的整備が済んでいますので、本市独自の成果目標を設定します。強度行動障害のある人への支援については、本市でも支援が困難な事例が多くあるため、支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援ができるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。」との記載があります。 「本市独自の成果目標を設定します。」とのことですが目標値設定の考え方とその根拠を回答していただきたい。	一人暮らしのための体験部屋については、障害のある人の自立を促進するためには有効な施設であり、見学会などを開催して利用を増やしたく、やや高めの目標としています。 コーディネーターの配置人数については、2人では足りないと考え、4人としています。	—	D
32	35頁 第3章 4 福祉的就労等から一般就労への移行等	「本市独自の成果目標を設定します。」とのことですが、目標値設定の考え方とその根拠を回答していただきたい。	「4 福祉的就労等から一般就労への移行等」については、「本市独自の成果目標を設定します」という記載はなく、本市独自の成果目標は設定していません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
33	36頁 第3章 5 障害児支援の提供体制の整備等	「今後はその体制を維持しつつ、障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます」とのことですが、本市では、既に「基本指針」で定める要求水準は満たしている、と判断して良いということでしょうか、回答していただきたい。	「今後はその体制を維持しつつ、障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。」というのは児童発達支援センターについて言及しています。「基本指針」においては令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することとなっており、本市ではすでに2か所設置され、現状では目標値に達しています。令和8年度末時点でもその体制を維持します。	—	D
34	37頁 第3章 6 相談支援体制の充実・強化等	「基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとしています。自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することとしています。本市では、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業所に対する指導に当たっています。また、自立支援協議	本計画における「見込み」は推計値であるため、過年度までの状況や今後の予定を確認し設定しています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
		<p>会では、多くの専門部会があり、地域課題の解決に向けて活発に活動しています。しかしながら、第2章6（4）のとおり、相談支援専門員が不足しており、十分な相談ができないことも危惧される状況にあります。今後も基幹相談支援センター及び自立支援協議会の充実を推進するとともに、必要な相談支援専門員の確保に努めます。」との記載があります。</p> <p>「見込み」設定の考え方とその根拠を回答していただきたい。</p>			
35	38頁 第3章 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>「基本指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。障害福祉サービス等の質向上への対策としまして、市職員には、愛知県や各種福祉団体が提供する研修機会に積極的に参加させています。事業者に対しては、自立支援協議会を通じて虐待防止や応用行動分析学等の研修機会を提供しています。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者に提供し、適正な給付費の請求を促しています。今後も以上の取組を引き続き推進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。」との記載があります。</p>	<p>本計画における「見込み」は推計値であるため、過年度までの状況や今後の予定を確認し設定しています。</p> <p>研修の参加者数は、市職員の配置や愛知県による研修回数の増減、内容により変わりますが、過年度までの状況をもとに設定しています。</p>	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
		「見込み」設定の考え方とその根拠を回答していただきたい。			
36	39 頁 第4章 1 見込量確保のための方策	<p>「基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援に係る見込量を年度ごとに必須又は任意で定めることが適当であるとしています。また、その見込量確保のための方策を定めることが適当であるとしています。事項以下に示す障害福祉サービス等の見込量を確保するため、予算を確保します。なお、第2章5で取り上げた介護員の不足、相談支援専門員の不足の課題については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を注視するとともに、必要に応じて市としての支援策を検討します。また、重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れられるグループホーム不足の課題については、事業者から新設の相談があった場合は協力していきます。」との記載があります。</p> <p>「事項以下に示す障害福祉サービス等の見込量を確保するため、予算を確保します。」とのことですので、必要な予算を確保して確実に対応していただきたい。</p>	令和6年度障害福祉サービス報酬改定により、必要な予算が大きく変動する可能性があります。障害福祉サービス等の見込量を確保するための予算を確保していきます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分
37	52頁 第5章 1 計画の推進	第7期安城市障害福祉計画（案）・第3期安城市障害児福祉計画（案）の策定体制の記載も進捗管理体制の図解ありません。策定体制と進捗管理体制の住民の誰もが容易に理解できる図解を記載していただきたい。図解が不要とのことであれば、その理由を回答指定いただきたい。	計画の進捗管理については、「2計画の進捗管理」に記載しています。 本計画は原則として「基本指針」に従って策定しております。成果目標や見込みについては別途厚生労働省から数値の作成方法の見本が出されており、その方法に準じて作成しております。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
38	52頁 第5章 2 計画の進捗管理	どのような組織・体制で分析・評価あるのでしょうか、まったくわかりません。住民が読んでもわかるように、誰がどのような役割で、どのような体制で、どのようにPDCAを回すのかを図解していただきたい。また、その結果はいつどのような様式で住民に情報公開されるのでしょうか、回答していただきたい。上記の内容が記載できないのであればその理由を回答していただきたい。	C（評価）については安城市内の地域、医療、教育、就労、福祉等の関係者及び当事者から成る自立支援協議会及び専門部会で行い、また、A（改善）についても自立支援協議会等で意見を求めています。 また、第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画についても自立支援協議会等で評価について意見をいただいています。そのため市公式ウェブサイトで公開している議事録等でその内容を見ることができます。 なお、計画の進捗管理をわかりやすくするため、図の修正を行います。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、次ページの図のとおり計画の内容を修正します。	A

